



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年10月13日(金) 第10142号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○特別保護地区の指定(自然環境課)	2
○同	3
○同	3
<b>公 告</b>	
○土地改良区の定款変更認可(農村整備課)	4
<b>監査委員公告</b>	
○監査結果の公表	4
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定(教育委員会管理課)	7
○同(警察本部会計課)	7
○同	7

■ 告 示

◎群馬県告示第277号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月13日

群馬県知事 山本 一 太

名称	伊香保鳥獣保護区特別保護地区
区域	伊香保鳥獣保護区の一部で県道渋川松井田線と市道高根・見晴線との交点を起点とし、これから同市道を南西に進み西沢川との交点に至り、これから同川を北東に進み西沢川取水地を経て渋川市伊香保町西沢配水池に通じる送水管との交点に至り、これから同送水管に沿って東に進み市道西沢・香湯線との交点に至り、これから同市道を南に進み紅葉橋との交点に至り、これから湯沢川右俣を南に進み同川と橋本ホテル跡地の境界線に至り、これから同境界線を南に進み同境界線の南端に至り、これから同ホテル跡地の南側境界線を東に進み市道2-2053号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み伊香保温泉露天風呂敷地北側境界線との交点に至り、これから同境界線を南西、南及び東に進み市道2-2053号線との交点に至り、これから東に尾根を進み群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク駐車場進入路との交点に至り、これから同道路を東に進み市道高根・見晴線との交点に至り、これから同市道を南東に進み伊香保森林公園つつじが丘に通じる遊歩道との交点に至り、これから同遊歩道を南に進みつつじが丘地内で林道上野原線との交点に至り、これから林道榛名五林班線に通じる遊歩道を南西に進み二ツ岳の東面から南面を通り同林道に至り、これから同林道を西に進み県道渋川松井田線との交点に至り、これから同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域（274ヘクタール）
存続期間	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
保護に関する指針	<p>1 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 指定目的 伊香保鳥獣保護区は、昭和54年に開園した伊香保森林公園等を包括するため、樹冠の連続性を持ち、森林の階層構造や自然植生に恵まれており、鳥獣の良好な生息環境となっている。 中でも、二ツ岳を中心とした特別保護地区は、アカゲラ、シジュウカラをはじめオオタカなどの留鳥の繁殖地であり、また季節ごとに渡りをする鳥類にとっても良好な中継地点となっており、県内屈指の探鳥地となっている。 また、二ツ岳と相馬山の間くぼ地は、6～7世紀の爆裂火口であるといわれており、火山噴出物を中心とした変化に富んだ地形、地質に育まれた森林は、カモシカ、テン、ムササビなどの森林性のほ乳類の生息地となっている。 このように、当該地区は伊香保鳥獣保護区内でも特に中核的な区域であるため、伊香保鳥獣保護区特別保護地区に指定し、多様性に富んだ鳥獣相の保全を図るものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 市町村別鳥類生息密度調査等を通じて区域内の鳥獣生息状況の把握に努める。 (2) 建築物の改築等が行われる場合には、鳥獣の保護及び生息地の保全に著しい支障が生じることのないよう、関係機関との連絡調整を図る。 (3) 鳥獣の生息地の保全を図るうえで重要な情報を渋川市や関係機関と授受する等、連絡調整を十分に図り、鳥獣の保護及び生息地の保全に役立てる。 (4) 周辺地域におけるイノシシによる被害発生状況の把握に努め、被害が発生した場合の有害鳥獣捕獲等については、被害実績等を十分考慮して適切に対応するものとする。</p>

◎群馬県告示第278号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月13日

群馬県知事 山本一太

名称	草津鳥獣保護区特別保護地区
区域	草津鳥獣保護区の一部で国有林吾妻森林計画区163林班と小班及びびち小班的の全域(191ヘクタール)
存続期間	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
保護に関する指針	<p>1 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 指定目的 当該地区は、上信越高原国立公園の中核をなす地域であり、自然公園法の特別地域、シャクナゲ群生地として文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の指定地でもある。シャクナゲ群生地は、アズマシャクナゲを中心とした群落であるが、周辺にハクサンシャクナゲも生育しており、カラマツ林・コメツガ林へ遷移しつつある。そのため、当該地区はササ自然草原から低木群落、コメツガ群落等の多様な自然環境を有しており、鳥獣の食餌植物の種類・数量とも豊富である。また、営巣材料の草、コケ類も多く、岩穴、樹洞を伴った老齢木があることで、鳥獣の繁殖場所・避難場所となっている。この良好な生息環境を維持していくために、当該地区を特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地として保全を図る。</p> <p>3 管理方針 当該地区内の歩道等の維持管理を行うほか、自然災害発生時には鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、草津町及び吾妻森林管理署と調整を図る。</p>

◎群馬県告示第279号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年10月13日

群馬県知事 山本一太

名称	吾妻山南面鳥獣保護区特別保護地区
区域	吾妻山南面鳥獣保護区のうち吾妻公園、水道山公園を包括した区域で、市道10124号線と水道山公園管理用道路との交点を起点とし、これから同道路を北西及び北に進み鳴神・吾妻ハイキングコース入口に至り、これから同ハイキングコースを北に進み市道1-38号線に至り、これから同市道を北東に150m進み御嶽神社裏山からの尾根に至り、これから同尾根を南東に進み御嶽神社裏山の山頂に至り、これから西に進み市道10145号線に至り、これから同市道を南に進み吾妻公園駐車場と下池との境に至り、これから同境を南西に進み水道山公園南面駐車場に至る歩道に至り、これから同歩道を南東及び南西に進み市道10124号線に至り、これから同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域(14ヘクタール)
存続期間	令和5年11月1日から令和25年10月31日まで
保護に関する指針	<p>1 指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 指定目的</p>

当該地区は、桐生市街地の北に位置し、吾妻公園、水道山公園を包括する区域で、史跡も多く風致地区として住民に親しまれている。また、市街地に近接する地域でありながら、広葉樹など多様性に富んだ森林植生が広がっており、自然環境に恵まれているため、鳥類の保護繁殖に適している。地形は市街地と接する丘陵地帯で、標高は150m～220mで、おおむね東南に面している。地質は秩父中古生層で、土壌は主に褐色森林土であり、野生哺乳類の生息に適している。

このように、当該地区は、吾妻山南面鳥獣保護区内でも特に中核的な区域であるため、吾妻山南面鳥獣保護区特別保護地区に指定し、多様な野生鳥獣の保護繁殖と保全を図る。

3 管理方針

(1) 区域内の鳥獣生息状況の把握に努める。

(2) 建築物の改築等が行われる場合には、鳥獣の保護及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないように、関係機関との連絡調整を図る。

(3) 鳥獣の生息地の保全を図るうえで重要な情報を桐生市や関係機関と授受するなど連絡調整を十分に図る。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により大間々用水利改良区の定款の変更を令和5年10月3日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年10月13日

群馬県知事 山本 一 太

■ 監査委員公告

◎監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年10月13日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 須藤 和臣  
 同 伊藤 清

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和3年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和4年5月31日まで）  
 令和4年度会計（令和4年4月1日から監査基準日まで）
  - (2) 監査対象機関 県庁等18機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴

取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。

6 監査結果の概要

- (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
- (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 2件
- (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

7 機関別監査結果

(1) 知事戦略部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
メディアプロモーション課 (令和5年9月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
財産有効活用課 (令和5年9月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
市町村課 (令和5年9月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農政課 (令和5年9月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農業構造政策課 (令和5年9月14日)	(指摘事項) 厚生年金保険法第27条及び同法施行規則第22条において、適用事業所の事業主は、被保険者の資格の喪失に関する事項を、当該事実があった日から5日以内に厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。 当該機関は、令和4年12月31日に再任用職員が退職したが、令和5年3月23日まで被保険者の資格喪失の届出を行わないまま当該再任用職員の厚生年金保険料111,960円を支払っていた。
技術支援課 (令和5年9月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
蚕糸園芸課 (令和5年9月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんまブランド推進課 (令和5年9月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
畜産課 (令和5年9月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農村整備課 (令和5年9月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 選挙管理委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
選挙管理委員会 (令和5年9月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
管理課 (令和5年9月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
学校人事課 (令和5年9月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
義務教育課 (令和5年9月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高校教育課 (令和5年9月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
特別支援教育課 (令和5年9月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
健康体育課 (令和5年9月19日)	<p>(注意事項)</p> <p>会計年度任用職員の期末手当の額は、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(以下「条例」という。)第6条第2項において、期末手当基礎額に期別支給月数を乗じて得た額に、在職期間に応じた割合を乗じて得た額とされている。また、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則第15条において、条例第6条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間に、群馬県公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入することとされている。</p> <p>当該機関は、会計年度任用職員1名に対し令和4年6月に支給した期末手当の計算において、群馬県公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入しなかったため、支給額が85,476円過小となっていた。</p>

(6) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
警察本部 (令和5年9月14日)	<p>(注意事項)</p> <p>建設工事請負契約約款第34条第6項の規定により、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならないとされている。また、同条第8項の規定により、その超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定めるとされている。</p> <p>当該機関は、請負代金額が当初の30,800,000円から令和5年1月20日に20,581,000円、同年3月13日に19,547,000円に減額され、前払金額12,320,000円が減額後の請負代金額の10分の5を超えていたが、その超過額合計2,546,500円を返還さ</p>

せずに請負金額の差額を支払い、また、同項の規定による協議を行っていませんでした。

## ■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年10月13日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬県奨学給付金システム整備及び保守管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年9月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所 GCC×TOPIC共同事業体 群馬県前橋市上大島町96番地
- 5 随意契約に係る契約金額 34,122,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

次のとおり落札者を決定した。

令和5年10月13日

群馬県警察本部長 重永達矢

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 X線マイクロアナライザー付走査型電子顕微鏡賃借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和5年9月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 オリックス・レンテック株式会社 東京都品川区北品川五丁目5番15号大崎プライトコア
- 5 落札金額 26,838,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和5年7月18日

次のとおり落札者を決定した。

令和5年10月13日

群馬県警察本部長 重永達矢

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ガスクロマトグラフ質量分析計賃借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋

市大手町一丁目1番1号

3 落札者を決定した日 令和5年9月1日

4 落札者の名称及び所在地 NTT・TCリース株式会社 関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番6号

5 落札金額 27,669,600円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札公告をした日 令和5年7月18日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---